

## 研究ノート

# 武力紛争下の子どもの保護に関する 安保理決議の焦点

内閣府国際平和協力本部事務局 研究員\* 高野清美

## はじめに

子どもは知的、精神的、身体的に発達段階にいることから、大人からの保護を必要とする社会的に弱い立場にいる。社会構造を破壊する武力紛争（以下、紛争）下では、その影響を特に受けやすい。国際連合（以下、国連）は、紛争下での子どもへの権利侵害行為<sup>1)</sup>の報告件数が2020年までの過去15年間で25万件以上であったことを発表している<sup>2)</sup>。

国連安全保障理事会（以下、安保理）により採択され、紛争の影響を受ける子どもの保護に取り組むための枠組みを示した「子どもと紛争（以下、CAAC<sup>3)</sup>）」に関する一連の決議は、紛争下の子どもが直面する悲惨な状況に目を向け、彼らのニーズを察し、紛争当事者のみならず世界に対しても、国際法で守られるべき子どもたちの権利に関し警報する役割や彼らに必要な取り組みを提案する重要な役割を担う。なかでも紛争の影響を受ける地域に暮らす子どもへの権利侵害の監視・報告の仕組みを求めた決議1612は大きく注目されるとともに、子どもの権利や保護を議論する際にはCAACに関する決議を取り上げ、議論している文献は多い。その一方で、国際の平和と安全の維持の責任をもつ安保理が採択する決議（文書）は、いわゆる国際社会へのメッセージであると解釈できるが、そのメッセージの中で使用される用語がどのように変化、または保たれてきたのかを分析する議論は紛争下の子どもの保護を推進す

るためには大変重要であるにもかかわらず進んでいない。その点から、本稿の目的は、これまでに採択された CAAC に関する12の決議で子どもへの権利侵害にかかる議題が指し示す内容を整理し、同議題に関する決議が一貫して注目し、焦点を絞る内容は果たして何であるかを明らかにし、今後の課題を考察することにある。

本稿では、まず安保理及びその決議の意義を明らかにし（第一章）、CAAC に関する決議が採択されるに至るまでの歴史的背景に言及する（第二章）。また、1999年から2018年までに採択された CAAC に関する決議で述べられている子どもへの権利侵害行為に関する内容を概観し、決議内で使用されてきた用語の意味を検討する。そして、それらをリスト化し、具体的に安保理は紛争下の子どもにかかる本議題をどのような用語を使用して問題視してきたのかを分析する（第三章）。最後に、CAAC に関する12の決議で着目されてきた内容を考察し、今後の課題を探る（第四章）。

## 第一章 安保理の機能及び安保理決議の意義

本稿は、安保理決議の分析を中心とするため、本章では、安保理の機能及びその決議の意義と役割に関し概説する。

安保理は、国連憲章に定められた権限と機能を有する政治機関であり、国際の平和と安全の維持につき主要な責任をもつ（憲章第24条<sup>4)</sup>。その主な権限は、紛争当事者に対し平和的手段による紛争解決の要請（第33条）や、紛争又は国際摩擦に導く可能性のある事態の調査をすること（第34条）などである<sup>5)</sup>。そして、決議は、法律や条約などとは性質が異なるが、安保理が下した結果は国連加盟国に対して拘束力をもつ（第25条）ため、同加盟国に対し、特定の課題を警告する重要な役割を担う<sup>6)</sup>。また、決議の構成であるが、前文と段落数字付きの本文で構成されている。前文では関連決議の想起及び課題となる現状、そして本文では各国などに対する要請や決定に関し述べ、決議全体で安保理が進めてきた政策から教訓を引き出し、今後の方向性を提言することを目的としている<sup>7)</sup>。

安保理の会議では、人権、文民の保護、女性 / 青年・平和・安全保障や子どもの保護などを議題としている<sup>8)</sup>。紛争下の子どもの保護の問題は国際の平和と安全保障に深く関連しており、安保理の活動を国際的な政策にするためにも、CAAC に関する決議では国連事務総長（以下、事務総長）及び子どもと武力紛争に関する国連事務総長特別代表（以下、特別代表）、そして事務総長を通してユニセフなどの他の専門機関と密接に協力して行動するという安保理の責務を示している<sup>9)</sup>。

なお、これまで、主に子ども兵士や紛争下の子どもの置かれた環境を改善してきた国際的な文書として CAAC に関する決議は注目され、議論されてきたが、これまでに採択された同議題に関する決議内で使用される用語の意味を検討し、整理するような議論は未だ手付かずである<sup>10)</sup>。したがって、本稿は CAAC に関する決議を通して読み取れる国際社会へのメッセージを周知させることができる。

紛争の影響を受けた子どもは、身体的、精神的な発達段階に応じて、特別な保護を受ける権利を国際法や安保理決議などの規範によって与えられている<sup>11)</sup>。これらの規範は、紛争の影響を受けた子どもを保護し、子どもに対する侵害を禁止、防止、処罰、および救済することを目的としており<sup>12)</sup>、紛争状況において子どもの保護を第一義とする CAAC に関する決議は彼らが直面する緊急性を世界に訴え続ける大変重要な文書である。

## 第二章 CAAC に関する安保理決議採択までの背景と歴史的経緯

本章では、CAAC に関する決議が採択されるまでにどのような取り組みが行われ、関心を集めてきたのかを探る。本章末尾では、関連事項を年表として提示する。

1989年、児童の権利に関する条約<sup>13)</sup> が制定されて以降、紛争下の子どもが議題の一部であった「子どものための世界サミット」の開催（1990年）、紛争の被害に遭う子どもの状況に関し議題が挙がった第48回国連総会（1993年）、紛争が子どもに与える影響を調査するための独立専門家の任命（1994年）な

ど、国連を中心に「子どもと紛争」という議題は関心を集め、活発に議論されてきた<sup>14)</sup>。

1994年3月、国連総会により採択された決議（以下、国連総会決議）48/157において、事務総長に対し、紛争が子どもに与える影響及び紛争から子どもを保護するための方法などを調査する独立専門家の指名が要請され、同年6月、元モザンビーク教育大臣のグラサ・マシェル（Graça Machel）が任命を受けた<sup>15)</sup>。そして、1996年、マシェルにより提出された『武力紛争が子どもに与える影響』報告書は、紛争に巻き込まれた何百万人もの子どもたちがさらされている状況の残虐性を明らかにし、紛争下の子どもが直面する問題は国際的な人権、開発、平和と安全保障の課題においても重要であることを示し、子どもの保護に緊急の行動を求めるものであった<sup>16)</sup>。翌1997年2月、国連総会決議51/77では、「子どもと武力紛争に関する国連事務総長特別代表<sup>17)</sup>」の設置が推奨され、同年8月には元ウガンダ外務大臣のオララ・オトゥヌ（Olara Otunnu）が任命を受けた<sup>18)</sup>。

以上の背景のもと、1998年、安保理議長声明で初めて「子どもと紛争」が議題として取り扱われ、1999年、CAACに関する最初の安保理決議1261が採択された<sup>19)</sup>。

表1 CAACに関する安保理決議が採択されるまでの主な出来事

年月	出来事
1989	児童の権利に関する条約の制定
1990	子どものための世界サミットで「子どもと紛争」が議題となる
1993	第48回国連総会で「子どもと紛争」が議題となる
1994.3	国連総会決議で「子どもと紛争」に関する独立専門家の依頼
1994.6	グラサ・マシェル氏、同独立専門家として任命を受ける
1996	マシェル氏による『武力紛争が子どもに与える影響』報告書の提出
1997.2	国連総会決議で「子どもと武力紛争に関する国連事務総長特別代表」設置の推奨
1997.8	オララ・オトゥヌ氏、同特別代表として任命を受ける
1998	安保理議長声明で初めて「子どもと紛争」が議題となる
1999	「子どもと紛争」に関する初の安保理決議の採択

（出所）参考文献より執筆者作成

### 第三章 CAAC に関する安保理決議の焦点

1999年に初めてCAACに関する決議が採択されて以降、今日までに計12の同議題に関する決議が採択されている<sup>20)</sup>。なお、これまでに採択された決議の要点を表2に整理した。

表2 CAAC に関する主な安保理決議の一覧

	決議	採択年月	要点
アジェンダ 設定及び 意識啓発	1261	1999年 8月	紛争下での子どもへの重大な権利侵害を非難し、事務総長に期限付きで同決議の実行について報告するよう要請。
	1314	2000年 8月	「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」への署名及び批准を加盟国に促す。
	1379	2001年 11月	事務総長に対し、子どもの徴兵及び利用に関わる紛争当事者のリストを報告するよう要請。
	1460	2003年 1月	紛争下の子どもの保護を国別報告書に盛り込むよう事務総長に要請。
	1539	2004年 4月	事務総長に対し、子どもの権利を侵害する6つの行為に焦点を当てた監視報告メカニズムの展開を要請。
制度化	1612	2005年 7月	作業部会の設置の決定及び監視・報告するための特別条項を提示。
	1882	2009年 8月	紛争下での子どもの保護を強化し、子どもの殺害や傷害、子どもに対する性的暴力などを阻止するための期限付きの行動計画を追加策定。
	1998	2011年 7月	「子どもと紛争」に関する事務総長報告書の紛争当事者リストの基準を拡大し、学校や病院を攻撃/脅迫する当事者も含めるよう要請。
強化	2068	2012年 9月	作業部会に対し、子どもに対して執拗に暴力/虐待行為を行う加害者を圧迫するための広範な選択肢を1年以内に検討するよう再度要請。
	2143	2014年 3月	子どもの教育を受ける権利を侵害する学校の軍事利用に深い懸念を示し、国連国別タスクフォースに監視報告の強化を要請。
	2225	2015年 6月	子どもの拉致/誘拐に深い懸念を示し、学校での発生に関しても指摘。同決議により事務総長の年次報告書の附属書に拉致/誘拐が含まれる。
	2427	2018年 7月	SDGsの重要性や質の高い教育の提供が子どもの徴兵を防ぐことを確認し、教育の推進が持続可能な社会に重要であることに言及。

(出所) CAAC に関する安保理決議及びボード (2017) をもとに執筆者作成

南デンマーク大学の国際関係を専門とするイングヴィルド・ボード (Ingvild Bode) は、1998年から2014年までに採択された CAAC に関する決議などを3段階に分けている。事務総長に対する年間報告の提出 (決議1261)、平和維持活動に子どもの保護アドバイザーの設置 (決議1314) を要請する第一段階を「アジェンダ設定及び意識啓発 (Agenda-setting and awareness-raising)」(決議1261, 1314, 1379, 1460, 1539)、子どもに対する権利侵害の監視・報告の仕組み (決議1612) に言及する第二段階を「制度化 (Institutionalization)」(決議1612, 1882, 1998)、そして、“Children not Soldiers” キャンペーンの支援 (決議2143) を促す第三段階は「強化 (Consolidation)」(決議2068, 2143) としている<sup>21)</sup>。2015年以降、決議2225 (2015) 及び2427 (2018) が追加で採択されているが、2つの決議においてもSDGsの考えを組み込んだ持続的かつ長期的な支援を焦点に当てていることから、第三段階に含まれると考えられる。

紛争下での子どもの保護の枠組みについて記述されている12の決議で一貫して述べられる議題は子どもへの権利侵害行為、監視と報告、子どもの保護アドバイザーの設置、平和維持、和平合意・和平プロセス・平和構築、武装解除・動員解除・社会復帰、国際法、子どもの支援などに大別できる。本章では一般的に議論されやすい子どもへの権利侵害行為に議題を絞り、全決議で使用される用語の共通項目や追加・修正・削除事項を顕在化することで、更新されてきた決議の焦点の変化又は一貫性を明らかにする。

まずは第三章第一節で重大な権利侵害行為に関し概説するとともに、包括的に用語の変化を把握し、第二節では各侵害行為がどのように言及されてきたかを明らかにする。

### 第一節 6つの重大な権利侵害行為

2005年2月、事務総長報告 A/59/695-S/2005/72 では、紛争下において子どもの権利侵害を監視するべきとし、具体的に6つの権利侵害行為、「子どもの殺害や傷害行為」、「子ども兵士の採用や利用」、「子どもの拉致/誘拐」、「子どもに対する強姦やその他の重大な性的暴力」、「学校や病院への攻撃」、「子どもの

ための人道的アクセスの妨害 / 拒否」<sup>22)</sup>を提示した。そして、同年7月採択の安保理決議1612では、現地の国連平和維持ミッションや国連カンントリーチームに対し、同侵害行為の監視及び事務総長へ報告する義務を求めている<sup>23)</sup>。

全決議において国際法に反する子どもへの権利侵害に関し言及しているが、特に、6つの権利侵害行為に関しては、9つの決議の本文冒頭で列記及び強く非難し、紛争当事者に侵害行為の停止を求めている<sup>24)</sup>。最初の決議1261第2段落では、重大な権利侵害として知られる6つの行為のうち、人道支援のアクセスに関する行為を除いた5項目について触れ、決議1539第1段落で初めて全6つの行為について明記し、加えて、人身売買、強制労働、あらゆる形態の奴隷、虐待についても非難。また、決議1882以降は徴兵並びに「再徴兵」についても非難し、決議2068以降では、関係当事者に対し、全侵害行為に終止符を打ち、子どもを保護するための特別措置を求める用語も加えられた<sup>25)</sup>。

その他、上記の侵害行為などによる小火器・軽兵器の不法な移動や蓄積、誤用がもたらす有害な影響について懸念し（決議2225）、また、拉致、徴兵、性的暴力、不正取引の間のつながり及び紛争下にいる子どもが紛争下の人身売買やこれらの形態の搾取において特に脆弱となることを認識し、関係する国連システムや国際機関などに同問題に対し対処するよう求めている（決議2427）<sup>26)</sup>。

## 第二節 各権利侵害行為の分析

全体的な子どもへの権利侵害行為の分析に続き、CAACに関する全12の決議中、各行為に関し詳述されている重要箇所について触れたい。なお、表3に用語の変遷をまとめている。表中、変化する用語は斜体、そして追加された用語には+、削除された用語は-で示している。なお、決議を呼びかける対象者 / 機関には下線を引いている。

6つの重大な権利侵害行為のなかでも「子ども兵士の採用や利用」にかかる要請文や懸念の表明文は他の行為と比較して記載段落が最も多いため、特に関心の高い項目であると考えられるが、近年の記載段落数の増加から「学校や病院への攻撃」への関心の高まりが理解できる。以下、各侵害行為に関し言及している決議文を取り上げ、概説したい。

まず、第一の「子どもの殺害や傷害行為」に関し、決議1882前文で述べられた段落文が決議2143前文及び2427第12段落でも継承されている。紛争及び紛争後の状況下で、子どもが意図的かつ無差別な標的となり、地雷、爆発性戦争残存物、クラスター弾、過剰な武力行使、人間の盾などとして利用されていることが要因となり死亡及び負傷していることから、全当事者に対し、国際人道法上の義務を遵守するよう求めている。

第二の「子ども兵士の採用や利用」、もしくは採用（徴兵）のみに関し、11の決議（決議2068以外）中35段落分、詳しくは、決議1539、2427では各7段落分、その他の決議では1～4段落分の範囲で、本侵害行為に関し言及している。本議題では、テーマを3点に絞り、それぞれ概説する。①決議1261第13段落、1460第3段落、1539第6段落の各決議内では、子どもの徴用の終焉を促す段落があり、決議1261では各国および国連システムのすべての関連部門に対して、決議1460及び1539では子どもを徴兵又は利用している紛争当事者に対して、確実に終焉（end）又は停止（halt）する努力を施すよう求めている。②決議1314をはじめとする4つの決議では、地域及び小地域の組織に対し、国境を越えた徴兵に関し抑制又は撤廃措置をとるよう勧告し、例えば、決議1539第3段落では事務総長に対し、子どもの徴兵などの不正取引や密売を規制するための措置を提案するよう要請している<sup>27)</sup>。③決議2143第13段落以降の決議では子どもの保護の主流化及び子どもの出生登録を促している。具体的には、子どもの保護を主流化するため、関係加盟国に対し、治安部門改革（SSR）を行う際、軍事訓練や標準作業手順に子どもの保護を盛り込み、関連する文民の子どもの保護関係者への引き渡しを含め、国の安全保障部隊に子どもの保護ユニットを設置し、未成年者の徴用を防ぐためのメカニズムの設置及び強化を強く求めると同時に出生届の遅延を含めた普遍的な出生登録を保証することの重要性も強調している。さらに注目したい点としては、CAACに関する決議では、これまで女兒特有のニーズが強調されてきたが、決議2427では、初めて男児（boys）という単語が用いられ、女兒及び男児双方の特有のニーズが十分に考慮されるよう訴えられている<sup>28)</sup>。その他、子どもの徴兵や利用の終焉に関し対話での解決を希求している点（決議1460第4段落）、教育が子どもの徴兵・再徴



兵の防止に重要な役割を果たす点（決議1539第9段落及び2427前文）、効果的な武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）プログラムが武装集団などにより徴兵又は利用された子どもの幸福に不可欠である点（決議1882第13段落）、子どもが情報収集目的で拘束されていることを懸念している点（決議2427第20段落）など、広範囲にわたり子どもの保護に対する真摯な意見を述べていることも併せて強調したい。

第三の「子どもの拉致／誘拐」に関しては、決議1314第17段落及び2225第5段落で言及している。決議1314では、加盟国、国連機関、地域機関などに対し、拉致された子どもの解放及び家族との再統合を奨励。そして決議2225では、補足する形で、解放の際は即時、安全そして無条件を徹底し、引き渡しに関する作業手順や解放後の社会復帰支援についても言及することで、より具体的な方策を打ち出している。また、決議2225前文では、本侵害行為が学校を含む様々な環境で発生し、虐待や他の国際法に対する違反行為に先行又は後続することを認識している。

第四の「子どもに対する強姦やその他の重大な性的暴力」に関しては、4つの決議（決議1261、1379、2225、2427）中5段落分で述べられている。決議1261第10段落及び1379第8段落では、紛争当事者に対し、女兒への特別な保護対応、また、女兒特有のニーズへの考慮を求めているが、決議1379では特に強姦の問題を強調し、様々な形態の暴力と搾取に終止符を打つよう呼びかけている。また、決議2225前文及び2427第18段落では、非国家武装集団による女兒を標的とした暴力などが教育及び医療のアクセスに影響を及ぼしているため、そのような国際人道法の違反に対する説明責任の重要性を強調している。

第五の「学校や病院への攻撃」に関しては、4つの決議（決議1998、2143、2225、2427）中8段落分で述べられている。決議1998前文で述べられた段落文が決議2143第17段落及び2427第15段落でも継承され、紛争下での学校や病院、関係する被保護者への攻撃や攻撃の脅威の結果、学校や病院が閉鎖していることに深い懸念を示し、紛争当事者に対し、子どもの教育や保健サービスへのアクセスを阻害する行為を控えるよう求めている。なお、決議2143以降、学校の軍事利用の監視及び報告の強化を要請している<sup>29)</sup>。その他、4つの決議は共通

表3 侵行行為に関する安保理決議（決議1261（1999）から2427（2018））の用語の変遷

決議 番号 (年)	重大な権利侵害行為	子どもの殺害や 傷害行為	子ども兵士の採用や利用	子どもの拉致/ 誘拐	子どもに対する 重大な性的暴力	学校や病院への 攻撃	子どもたちのための人 道的アクセシビリティの妨 害/拒否
1261 (1999)	1. 殺害及び傷害行為、 紛争下の子どもの徴兵及び利 用、3. 拉致及び強制的移動、 4. 性的暴力、5. 国際法で 保護される学校や病院などの ものへの攻撃		①対象：各国および国連シ ステムのすべての関連部門 子どもの徴兵及び利用の終焉 (end)を促す		対象：紛争当事 者 女性 児童に対する保 護措置・ニーズ の考慮		子どもたちに対する 人道支援要員の 保証
1314 (2000)			②対象：地域及び小地域の組 織 国境を越えた徴兵に対する抑 制 (curb) 措置を促す	子どもの解放及 び家族の再会の 奨励			
1379 (2001)			③抑制→ 徹廃 (elimination) 措置を要 請		+女子の権利の 促進・保護		+物資の保証
1460 (2003)			①終焉→停止 (halt)				
1539 (2004)	2. (1261) →紛争当事者に よる子ども兵士の採用及び 利用、4. (1261) →主に女 児に対する強姦及びその他の 性的暴力、5. (1261) → 学校及び病院への攻撃 (=2225, 2427)		①+利害関係者から得られた タイムリー、客観的、正確か つ信頼できる情報に基づいて (停止を求める) ②+国境を越えた徴兵及び紛 争との関連性を抑制するため の適切な措置を取る意志を表 明し、事務総長に対し規制措 置の提案を要請；徹廃→停止 (end)				
1612 (2005)							
1882 (2009)	2. (1539) →紛争当事者に よる子どもの徴兵及び利用、 3. (1261) →拉致/誘拐、 4. (1539) →強姦及びその 他の性的暴力、5. (1539) →学校や病院への攻撃 (= 1998、 2143)、6. (1539) → 紛争当事者による人道的アクセ シビリティの拒否；+再徴兵	殺害・負傷の要 因として地雷、 クラスター弾の 使用、過剰な武 力行使、人間の 尊厳としての利用 を列挙					

1998 (2011)					1. 学校や病院の閉鎖を懸念し、紛争当事者に対する攻撃の停止を要求。2. 学校や病院の軍事利用を指摘				1. 学校や病院の閉鎖を懸念し、紛争当事者に対する攻撃の停止を要求。2. 学校や病院の軍事利用を指摘
2068 (2012)									
2143 (2014)									
2225 (2015)									
2427 (2018)									

して、事務総長に対し、学校や病院の軍事利用及び教師や医療従事者に対する攻撃や誘拐の監視及び報告を要請しているが、決議2143前文では学校の軍事利用の用途例の具体的な提示、決議2225第7段落では加盟国に対して武装集団などによる軍事利用抑止のための具体的な措置の要請、決議2427第16段落では学校の文民的性質の尊重などを促進している<sup>30)</sup>。

最後の「子どものための人道的アクセスの妨害／拒否」に関しては、6つの決議（決議1261、1314、1379、1460、1539、2427）中7段落分で述べられている。決議1261で述べられた段落文が決議1314、1379、1460、1539でも継承され、紛争当事者に対し、紛争の影響を受けている子どもたちに人道支援要員及び物資へのアクセスなどの保証を呼びかけている<sup>31)</sup>。その他、決議2427では、必要としている人々への人道的アクセスの円滑化につながる環境を促進する上での安保理の役割を再確認し（前文）、紛争当事者に対し、子どもたちへの安全かつタイムリー、そして妨害されない人道的アクセスを促進し、人道援助の公平性を尊重することを求め、人道的アクセスの不法拒否や故意に救援物資を妨げるなどして子どもたちの生存に不可欠なものを奪うことを強く非難している（第13段落）<sup>32)</sup>。

## 第四章 考 察

本章では、本稿各章のなかでも再確認しておきたい事項、また第三章に関する考察及び今後の課題を検討する。

第一章では、国際の平和と安全の維持の責任をもつ安保理が採択する決議は国連加盟国に対して拘束力をもつため、同加盟国に対し、特定の課題を警告する重要な役割を担う点、また、安保理が奨励する政策から今後の方向性を提言している点を確認した。さらに、第二章では、CAACに関する決議が採択されるまでの背景を考察し、どのように子どもの保護が正式に安保理で取り扱われるようになったのかを概説した。

第三章では、これまで更新されてきたCAACに関する全12の決議中、子どもへの6つの重大な権利侵害行為に議題を絞り、関連する提言文の用語の追加

又は修正を分析することで、決議が更新されるたびに安保理が関心を示す項目や勧告する対象者、対処措置への考えなどが徐々に明確化又は変化していることを明瞭にした。以下、具体的に4つの考察事項即ちこれまでに採択されたCAACに関する決議の焦点を明示したい。

第一に、最初に採択された決議1261で子どもへの重大な権利侵害が5つ提示されているが、5年後に採択された決議1539では「人道的アクセスの拒否」が加えられ、またその5年後に採択された決議1882では「再徴兵」という用語が追加されていることから、安保理の関心や焦点の広がりを意識できる。

第二に、「子ども兵士の採用や利用」に関する提言文などの変化を整理することで、各国、国連システム、地域、加盟国など各決議で対象機関を変えて勧告文を提示していること及び、「学校や病院への攻撃」に関しては、決議1998で学校や病院の閉鎖を懸念し、各機関への攻撃を停止するよう求めているが、決議2143では子どもの教育や保健サービスへの阻害行為の自制に関心を移していることから、それぞれ、より具体的に勧告する対象や保護する対象を落とし込んでいることが理解できた。

第三に、対処措置への考えに関して、「子ども兵士の採用と利用」の項目で国境を越えた徴兵に対し、決議1314ではそのような行動を抑制する措置をとるよう地域組織に促しているが、決議1379では「抑制」から「撤廃」に、決議1539では「撤廃」から「停止」に用語を変え、より強い勧告を行なっている。以上から、国境を越える徴兵の問題の深刻さが浮き彫りとなっていることが予想されるとともに、安保理がその深刻さを鑑み、敏感に同事項に対して対応していることが考えられる。

最後に、第三章では「子ども兵士の採用と利用」に最も深い懸念が示され続けていることが明らかとなった。なお、これまで採択された決議を整理したことで、全6項目の子どもへの重大な権利侵害行為のなか、「学校や病院への攻撃」が最後に懸念文などを表明している項目であること及び、同項目は近年「子ども兵士の採用と利用」に並んで大きく注目されていることが明白となり、教育と医療の確保に大きな関心が示され、その確保に緊急性を要していることが意図される。また、近年採択されているCAACに関する決議では全体的に

教育の重要性を訴えていることも偶然ではないだろう。ただし、子どもの目線で考えると、6つの権利侵害行為のなかでも「学校や病院への攻撃」は紛争により家族を失った子どもや紛争が与える悲惨さを忘れたい子どもにとって、学校や病院は紛争の被害から身を守り、安心を得ることのできる唯一の場所であるため、最も侵害を避けたい項目である。それにも関わらず、同項目は最も後に訴えかけられ始めたことは反省すべき事項であり、今後の決議では当事者の目線で最もニーズが高いと予想できることを迅速に発見し、世界に訴えるべきではないだろうか。

特別代表事務所の今年の報告書によると、新型コロナウイルス感染症の拡大が学校閉鎖や親の収入源の減少の要因となり、子どもたちの健康危機や武装集団への採用の可能性を上げ、彼らはさらなる深刻な権利侵害の危機に立たされている<sup>33)</sup>。何より深刻であるのは、このような権利侵害の監視員も感染症の影響で自主隔離や在宅勤務を強いられるため、監視システムに滞りがあることである<sup>34)</sup>。このような問題を乗り越えられるよう、今後は国連職員だけが人権侵害の監視を行うのではなく、現地のコミュニティメンバーから成る組織を立ち上げ、研修者向け研修(Training of Trainers: TOT)などを通じ地域組織の能力構築を行うことでコミュニティメンバーによる監視を該当地域に定着させられるような決議を採択する必要があるのではないだろうか。子どもの保護への臨機応変な対応力が必須であるコロナ禍の今、現場のニーズに合った任務を紛争当事者や関連組織に付与する使命を安保理決議は果たさなければならない。

## おわりに

本稿では、これまでに採択されたCAACに関する12の決議で取り扱われた6つの重大な権利侵害行為に関する内容を整理し、同議題に関する決議が焦点を絞る内容を明らかにし、今後の課題などを考察した。

約30年前に児童の権利に関する条約が制定されて以降、「子どもと紛争」という議題は国際的に議論されてきた。これまでに蓄積されたCAACに関する

決議は、関連組織の活動方針の考え方に影響を与えるものであり、国連平和維持活動ミッションのマנדートに子どもの保護を組み込む又は考慮することが一般化している<sup>35)</sup>。また、国連事務総長による CAAC に関する年次報告書には子ども兵士の採用や強姦などの子どもへの権利侵害行為を犯した武装集団のリストを記載しているが、同リストで南スーダン人民防衛軍 (SSPDF) の兵士による違反行為を報告したことにより、今年6月に60名の SSPDF の兵士が逮捕された<sup>36)</sup>。これらの結果は決議の採択を通じて世界に子どもの権利侵害を警告し続ける安保理の成果の一つ一つであり、今後も各国へ啓発の役割を果たし、子どもの権利保護に貢献していこう。ただし、世界情勢や現場での変化を察し、重大な違反行為を根絶するためには、今後も「子どもと紛争」の議題は議論され続けなければならない<sup>37)</sup>。

注

\* 著者の職責は本稿投稿当時 (2021年7月) のものである。

- 1) この迫害内容は国連が紛争下での子どもに対する重大な権利侵害行為と認める次の6つの項目に当てはまる。2005年に発表された安保理決議1612では事務総長報告 (A/59/695-S/2005/72) で提示された「子どもの殺害や傷害行為」、「子ども兵士の採用や利用」、「子どもの拉致/誘拐」、「子どもに対する強姦やその他の重大な性的暴力」、「学校や病院への攻撃」、「子どものための人道的アクセスの妨害/拒否」を監視し、報告することを国連 PKO の責務として義務付けている。(参考: United Nations General Assembly (UNGA), & Security Council (UNSC). (2005). *Children and Armed Conflict: Report of the Secretary General* (Report No. A/59/695-S/2005/72); UNSC. (2005). *Res 1612* (Report No. S/RES/1612).)
- 2) *Grave Violations against Children Still Unacceptably High Despite Unprecedented Number of Action Plans for Better Protection, Experts Tells Security Council*. (2020, June 23). United Nations (UN). Retrieved from [https://www.un.org/press/en/2020/sc14223.doc.htm#\\_ftnrefl](https://www.un.org/press/en/2020/sc14223.doc.htm#_ftnrefl)
- 3) Children and Armed Conflict (子どもと武力紛争) を略し、CAAC とする。
- 4) Wood, M. (1998). The Interpretation of Security Council Resolutions, *Max Planck Yearbook of United Nations Law*, 20(1), pp. 77-78.
- 5) UN. (1945). *United Nations Charter*.
- 6) Wood, M. (1998). The Interpretation of Security Council Resolutions, *Max Planck Yearbook of United Nations Law*, 20(1), pp. 79; UN. (1945). *United Nations Charter*.
- 7) UN Office of the Special Representative of the Secretary-General for Children Affected by Armed Conflict. (2012, June 15). *Security Council engagement on the Protection of Children in Armed Conflict: Progress achieved and the way forward*, pp. 6.

- Retrieved from <https://www.refworld.org/docid/528a126c4.html>
- 8) *Thematic and general issues*. (n.d.). Security Council Report. Retrieved from <https://www.securitycouncilreport.org/thematic-general-issues; Thematic Items>. (n.d.). United Nations Security Council. Retrieved from <https://www.un.org/securitycouncil/content/repertoire/thematic-items>
  - 9) UN Office of the Special Representative of the Secretary-General for Children Affected by Armed Conflict. (2012, June 15). *Security Council engagement on the Protection of Children in Armed Conflict: Progress achieved and the way forward*, pp. 5. Retrieved from <https://www.refworld.org/docid/528a126c4.html>
  - 10) Haer, R. (2019). Children and armed conflict: looking at the future and learning from the past. *Third World Quarterly*, 40(1), 74-91. <https://www.tandfonline.com/doi/epub/10.1080/01436597.2018.1552131?needAccess=true>; Lee-Koo, K. (2018). 'The Intolerable Impact of Armed Conflict on Children' : The United Nations Security Council and the Protection of Children in Armed Conflict, *Global Responsibility to Protect*, 10(1-2), 57-74. Retrieved from <https://doi.org/10.1163/1875984X-01001004>
  - 11) 高野清美. (2021年3月3日), 第114回 武力紛争地の子ども の権利を保護する法的枠組み. 内閣府国際平和協力本部事務局. Retrieved from [http://www.pko.go.jp/pko\\_j/organization/researcher/atpkonow/article114.html](http://www.pko.go.jp/pko_j/organization/researcher/atpkonow/article114.html); Conflict Dynamics International. (2015). *Children in Armed Conflict Accountability Framework: A Framework for Advancing Accountability for Serious Violations against Children in Armed Conflict*.
  - 12) Conflict Dynamics International. (2015). *Children in Armed Conflict Accountability Framework: A Framework for Advancing Accountability for Serious Violations against Children in Armed Conflict*.
  - 13) 原文名 : UN Convention on the Rights of the Child
  - 14) 11. *Convention on the Rights of the Child*. (2021, January 12). United Nations Treaty Collection. [https://treaties.un.org/pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg\\_no=IV-11&chapter=4&lang=en](https://treaties.un.org/pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=IV-11&chapter=4&lang=en); *World Summit for Children*. (n.d.). UNICEF. Retrieved from <https://www.unicef.org/documents/world-summit-children>; UNGA. (1996). *Promotion and Protection of the Rights of Children* (Report No. A/51/306).
  - 15) UNGA. (1994). *Forty-eighth session: Agenda item 172* (Report No. A/RES/48/157); UNGA. (1996). *Fifty-first session: Item 108 of the provisional agenda* (Report No. A/51/306).
  - 16) UNGA. (1996). *Fifty-first session: Item 108 of the provisional agenda* (Report No. A/51/306).
  - 17) 原文名 : the Special Representative of the Secretary-General for Children and Armed Conflict (SRSG-CAAC)
  - 18) UNGA. (1997). *Fifty-first session: Agenda item 106* (Report No. A/RES/51/77); *Secretary-general appoints special representative to study impact of armed conflict on*



- children*. (1997, August 19). Office of the Special Representative of the Secretary-General for Children and Armed Conflict. Retrieved from <https://childrenandarmedconflict.un.org/1997/08/19aug97/>; *Former Ugandan Foreign Minister Olara Otunnu to lead Commonwealth Observer Group for Sierra Leone Elections*. (2012, November 7). The Commonwealth. Retrieved from <https://thecommonwealth.org/media/news/former-ugandan-foreign-minister-olara-otunnu-lead-commonwealth-observer-group-sierra>
- 19) UNSC. (1998). *Statement by the President of the Security Council* (Report No. S/PRST/1998/18); UNSC. (1999). Res 1261 (Report No. S/RES/1261).
  - 20) *UN Documents for Children and Armed Conflict: Security Council Resolutions*. (n.d.). Security Council Report. Retrieved from [https://www.securitycouncilreport.org/un\\_documents\\_type/security-council-resolutions/?ctype=Children%20and%20Armed%20Conflict&cbtype=children-and-armed-conflict](https://www.securitycouncilreport.org/un_documents_type/security-council-resolutions/?ctype=Children%20and%20Armed%20Conflict&cbtype=children-and-armed-conflict)
  - 21) Bode, I. (2017). Reflective practices at the Security Council: Children and armed conflict and the three United Nations. *European Journal of International Relations*, 24(2), pp. 301. Retrieved from <https://journals.sagepub.com/doi/pdf/10.1177/1354066117714529>
  - 22) 各決議により用語の変化があるため、6つの侵害行為を提示された当時の決議 (A/59/695-S/2005/72, pp.16) を筆者が翻訳。原文では “killing or maiming of children”, “recruiting or using child soldiers”, “abduction of children”, “rape or other grave sexual violence against children”, “attacks against schools or hospitals”, “denial of humanitarian access for children” と記載されている。
  - 23) UNSC. (2005). *Res 1612, para 10* (Report No. S/RES/1612).
  - 24) 決議1261、2068では第2段落、決議1539、1612、1882、1998、2143、2225、2427では第1段落で言及。
  - 25) UNSC. (2009). *Res 1882, para 1* (Report No. S/RES/1882); UNSC. (2011). *Res 1998, para 1* (Report No. S/RES/1998); UNSC. (2012). *Res 2068, para 2* (Report No. S/RES/2068); UNSC. (2014). *Res 2143, para 1* (Report No. S/RES/2143); UNSC. (2015). *Res 2225, para 1* (Report No. S/RES/2225); UNSC. (2018). *Res 2427, para 1* (Report No. S/RES/2427).
  - 26) UNSC. (2015). *Res 2225, preamble* (Report No. S/RES/2225); UNSC. (2018). *Res 2427, para 39* (Report No. S/RES/2427).
  - 27) UNSC. (2000). *Res 1314, para 16* (Report No. S/RES/1314); UNSC. (2001). *Res 1379, para 13* (Report No. S/RES/1379); UNSC. (2004). *Res 1539, para 3 and para 12* (Report No. S/RES/1539); UNSC. (2005). *Res 1612, para 13* (Report No. S/RES/1612).
  - 28) UNSC. (2014). *Res 2143, para 13* (Report No. S/RES/2143); UNSC. (2015). *Res 2225, para 13* (Report No. S/RES/2225); UNSC. (2018). *Res 2427, para 25* (Report No. S/RES/2427).

- 29) UNSC. (2014). *Res 2143, para 18* (Report No. S/RES/2143); UNSC. (2018). *Res 2427, para 16(d)* (Report No. S/RES/2427).
- 30) UNSC. (2011). *Res 1998, para 4* (Report No. S/RES/1998); UNSC. (2014). *Res 2143, preamble* (Report No. S/RES/2143); UNSC. (2015). *Res 2225, para 7* (Report No. S/RES/2225); UNSC. (2018). *Res 2427, para 16(a)* (Report No. S/RES/2427).
- 31) UNSC. (1999). *Res 1261, para 11* (Report No. S/RES/1261); UNSC. (2000). *Res 1314, para 7* (Report No. S/RES/1314); UNSC. (2001). *Res 1379, para 5* (Report No. S/RES/1379); UNSC. (2003). *Res 1460, preamble* (Report No. S/RES/1460); UNSC. (2004). *Res 1539, preamble* (Report No. S/RES/1539).
- 32) UNSC. (2018). *Res 2427, preamble and para 13* (Report No. S/RES/2427).
- 33) SRSR-CAAC. (2021). *Impact of the COVID-19 pandemic on violations against children in situations of armed conflict*. pp.14-20. Retrieved from <https://childrenandarmedconflict.un.org/wp-content/uploads/2021/05/Impact-of-the-COVID-19-pandemic-on-violations-against-children-in-situations-of-armed-conflict-1.pdf>
- 34) SRSR-CAAC. (2021). *Impact of the COVID-19 pandemic on violations against children in situations of armed conflict*. pp.10.
- 35) UNSC. (2021). *Res 2567* (Report No. S/RES/2567); *Protection of children*. (n.d.). MINUSCA. Retrieved from <https://minusca.unmissions.org/en/protection-children>; *Child protection*. (n.d.). MONUSCO. Retrieved from <https://monusco.unmissions.org/en/child-protection>
- 36) *Army drags over 60 service members to court for rights violation during conflict*. (2021, June 3). Sudans Post. Retrieved from <https://www.sudanspost.com/army-drags-over-60-service-members-to-court-for-rights-violation-during-conflict/>
- 37) Shusterman, J., & Godwin, M. (2018). 'Children Heard, Half-Heard?': A Practitioner's Look for Children in the Responsibility to Protect and Normative Agendas on Protection in Armed Conflict. *Global Responsibility to Protect*, 10(1-2), 19-56.